

<報道発表資料>

.....

令和4年1月7日

デジタル技術を活用した経営革新計画の実行に必要な費用を補助します

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経営環境の変化に対応するため、経営革新計画に基づくデジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発やコスト削減など、県内中小企業等の新たなチャレンジを独自に支援してまいります。

1 経営革新デジタル技術活用支援事業

(1) 内容

令和3年度に承認（変更承認）されたデジタル技術に係る経営革新計画の実行に要する費用を補助します。

(2) 対象者

3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少しており、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発やコスト削減等に取り組む中小企業等

(3) 補助率・補助額

補助率：2分の1 補助額：50万円～150万円

(4) スケジュール・募集要領等

申請期間：令和4年1月7日（金）～2月10日（木）

募集要領等は、以下の県HPをご覧ください

<HP> <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>

2 問合せ先

埼玉県産業労働部産業支援課

<TEL> 048-830-3903

<メール> a3770-04@pref.saitama.lg.jp